

丹沢大山自然再生計画の概要

1 計画策定の経緯と目的

丹沢大山の自然環境の悪化に対して、県では平成 11 年 3 月に「丹沢大山保全計画」を策定し、自然環境保全のための様々な対策に取り組んできました。平成 18 年度までの間、「植生保護柵の設置による林床植生の保全」や「ニホンジカの管理捕獲の実施による個体数調整」など、一定の成果が得られましたが、ブナの立ち枯れの進行や林床植生の衰退の進行など自然環境の衰退に歯止めをかけるには至っていません。こうしたことから、平成 16 年度から 2 か年をかけ、丹沢大山総合調査実行委員会による丹沢大山総合調査が実施され、平成 18 年 7 月 30 日には、同実行委員会から、県に自然再生の基本方向と新たな仕組みを示した政策提言がなされました。

県では、この政策提言を踏まえ、これまでの保全対策に加えて、新たに「自然再生」の考え方を取り入れ、丹沢大山が抱える諸問題の解決を図るため、丹沢大山保全計画を改定し、名称を「丹沢大山自然再生計画」に改め、丹沢大山の自然再生に積極的に取り組むことといたしました。

2 丹沢大山自然再生計画の概要

再生計画は、丹沢大山の再生目標を定め、総合的な自然再生事業を実行することにより丹沢大山が抱える問題の解決を図るための丹沢大山の将来像と 5 年間の事業計画で構成しています。

再生目標

概ね 50 年後の丹沢大山の再生目標を、「人も自然もいきいきとした丹沢大山」とし、具体的には「丹沢の豊かな生物や水・土をはじめとする物質循環が健全に保たれた環境を、丹沢大山の復元力と人の新たな技術により取り戻すことで豊かな地域を再生し、次世代へ引き継ぐこと」とします。

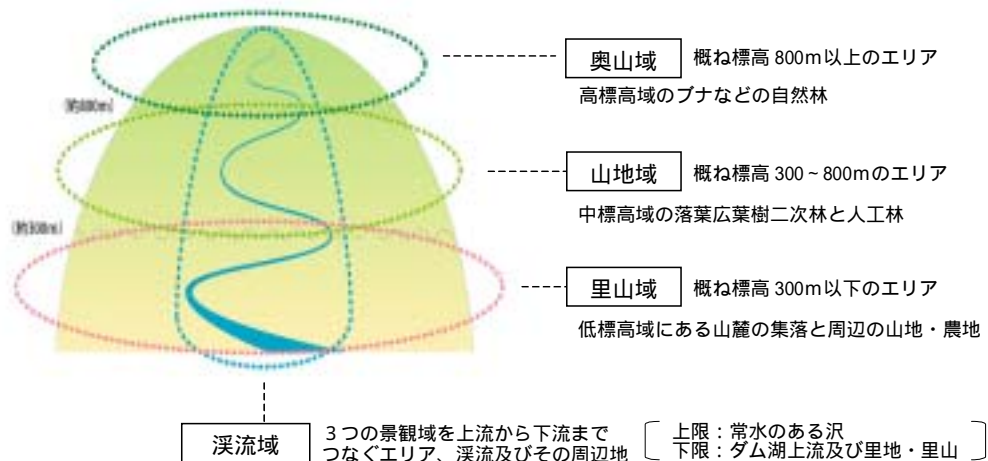
4 つの景観域と再生目標

丹沢大山は低標高域から高標高域までの多様な環境要素を含んでいるため、全体を一つの視点から考えるより、特徴的な領域に分けて対策を検討する方が、より綿密で実効性のある対策が可能になると考えられるので、丹沢大山を自然的特徴により、4 つの「景観域」に区分し、各景観域ごとに、自然再生の目標を設定し、施策を展開し自然再生をめざします。

景観域ごとの将来像

		奥山域 標高概ね 800m 以上	山地域 標高概ね 300 ~ 800m	里山域 標高概ね 300m 以下	渓流域 景観域をつなぐもの
将来像	再生目標	「鬱蒼としたブナ林の再生」	「生きものも水土も健全でなりわいも成り立つ森林の再生」	「多様な生きものが暮らし、山の恵みを受ける里の再生」	「生きものとおいしい水を育む、安心・安全な沢の再生」
	めざす姿	シカ等の影響を抑えることによって、林床植生が回復し、土壌が保全され、多様な植生景観やブナ林に依存する希少野生動物植物が保全されるようなブナ林	林道沿いでは、森林循環を取り戻した持続可能な管理が行われている人工林、林道から離れたところでは、多様な生きものが生息する針葉樹が混生した広葉樹林。	シカやイノシシ等の被害が少なくなり、外来種の侵入も減少し、多様性の高い二次的自然や農林業をはじめとする自然にやさしいなりわいが実現した里	人工構造物の生態系への影響が最小限に抑えられ、水生生物や魚類をはじめとする溪流に生育・生息する生物の多様性や生息環境が保全され、水質・水量が健全になった溪流

二次的自然：人間の活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境



景観域のイメージ図

再生計画の基本的な視点

丹沢大山が抱える主要な課題を8つに絞り込み、景観域ごとの横断的な対策を実施することなど6つの項目を基本的な視点に据え、自然再生に取り組むこととします。

再生計画の6つの基本的視点

	基本的視点	内容
1	丹沢大山の主要な課題の設定と施策の展開	丹沢大山の自然環境が抱える問題を8つの特定課題に絞り込みました。 ブナ林の再生 人工林の再生 自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生 溪流生態系の再生 シカの保護管理 希少動植物の保全 外来種の除去 自然公園の適正利用
2	丹沢大山の景観域ごとの再生目標に応じた施策の効果的な展開	各景観域の再生目標に基づき、特定課題の対策事業を実施します。
3	統合的な事業展開	課題が集中する場所に、3つの統合再生流域を設定し、プロジェクト事業を実施します。
4	モニタリングによる順応的な事業の見直し	モニタリングと総合解析による事業計画の評価と見直しを実施します。
5	県民参加による自然再生事業の実施	丹沢大山自然再生委員会と連携し、県民参加による多様な自然再生事業を実施します。
6	自然環境管理情報の公開	自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）への自然再生情報の蓄積と積極的な情報提供を行います。

自然再生の手法

自然再生の手法を受動的手法（保存・回復） 能動的手法（復元・修復） 活用的手法（創出・維持活用）の3つに整理し、これらの手法を使い分け、また組み合わせで丹沢大山の自然再生を図ります。

計画期間

再生計画の期間は、将来展望を概ね50年後の2056（平成68）年度までとし、将来像実現のために取り組む事業計画期間は2007（平成19）年度～2011（平成23）年度までの5年間とします。

対象地域

再生計画は、奥山域、山地域など自然公園内で実施する施策だけでなく、里山域で行われている里山保全活動や野生動物被害対策等も自然再生に寄与するものとして捉えているため、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園区域を有する8市町村（相模原市津久井町・秦野市・厚木市・伊勢原市・松田町・山北町・愛川町・清川村）の市街化区域を除くエリアを対象とします。

事業計画

8つの特定課題解決のための、8課題、30主要施策、62構成事業を設定しました。

丹沢大山自然再生計画（仮称） 事業計画一覧

特定課題：ブナ林の再生

主要施策	構成事業
ブナ林の保全・再生対策	1 ブナ等森林再生の実証試験
	2 ブナ林保護対策工法の開発
	3 ブナ林衰退機構の解明
	4 植生保護柵などによるブナの稚樹保護対策
	5 ワゾ等に強い丹沢地域産樹種の苗木生産
ブナ林の衰弱・枯死影響の低減対策	6 シカの個体数調整
	7 林床植生消失地における土壌保全対策
	8 絶滅危惧種および希少植物の保護・回復
ブナ林再生に関する情報集積・提供	9 県民・関係者への情報提供充実

特定課題：シカの保護管理

主要施策	構成事業
シカの高密度化による植生衰退地域での密度低減と定着の解消 シカの生息環境管理モデル地域設定・モデル事業の実施	1 シカの個体数調整
	2 植生保護柵の集中設置による高密度化の解消
	3 生息環境整備モデル地域設定、モデル事業の実施
	4 シカの定着解消のための個体数調整の実施
	5 獣害防護柵の計画的設置（開口部対策）
	6 ワゾ等による被害増加地域における計画的捕獲
	7 鳥獣保護区等の配置の見直しの検討
新たな保護管理の担い手育成の仕組みづくり	8 新たな担い手の育成

特定課題：人工林の再生

主要施策	構成事業
地域特性に応じた適切な森林整備の推進	1 森林資源の活用による持続可能な人工林の整備
	2 公益的機能を重視した混交林等への転換
	3 森林管理と連携したニホンジカの個体数調整の推進
県産木材の有効活用の促進と基盤の整備	4 県産木材の有効活用の促進
	5 林道の改良と作業道の整備
森林モニタリングの実施	6 森林のモニタリングの実施

特定課題：希少動植物の保全

主要施策	構成事業
緊急性の高い種の回復	1 絶滅危惧種や希少種保護対策の検討
	2 絶滅危惧種・希少種等の保護・回復
	3 溪畔林の整備
生育・生息環境のエコアップ対策	4 林床植生保全のための対策
	5 モミ林の保全事業の実施
希少種保全のための制度の活用	6 自然公園特別保護地区の範囲の見直しの検討
	7 希少種保全のための新たな制度・指針の検討
希少種モニタリングの実施	8 生物多様性を保全するための希少種モニタリングの実施

特定課題：自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生

主要施策	構成事業
地域の自立再生への支援	1 地域住民が主体の地域活性化事業への支援
	2 環境保全型農業の推進
野生動物の総合的な地域対策への支援	3 獣害防護柵の計画的設置（開口部対策）
	4 ワゾ等による被害増加地における計画的捕獲
	5 地域主体の野生動物被害対策の支援
丹沢エコツアーの推進	6 丹沢エコツアーの推進

特定課題：外来種の除去

主要施策	構成事業
県民参加による外来種の監視と情報の収集	1 県民参加による外来種監視と情報の収集
	2 特定外来生物の防除方法の検討および防除の実施
生物多様性に配慮した緑化工法の研究開発	3 丹沢産の緑化種子生産・苗木の育成
	4 現地表層土壌を活用した緑化手法の研究開発

特定課題：渓流生態系の再生

主要施策	構成事業
水利用の視点での水・土壌保全対策の推進	1 ダム集水流域の水と土の総合モニタリングの実施
	2 ダム湖堆砂抑制のための上流における土砂流入防止対策
	3 渓流への土壌流入防止対策
生きものとの共存のための対策	4 渓流生態系重点保存地区の検討
	5 溪畔林の整備
渓流景観と調和した溪流利用の促進	6 渓流景観保存地区の検討

特定課題：自然公園の適正利用

主要施策	構成事業
登山道等施設整備事業の拡充	1 登山道路線のカルテの作成と整備目標の策定、整備の実施
	2 県民協働による登山道維持管理の実施
	3 公園利用実態モニタリングの実施
公園の適正利用の普及啓発	4 山岳エコツアーの推進
	5 エコツアー普及拠点の機能拡充
県民参加による自然公園適正利用・管理の推進	6 自然公園の適正利用に関する基本方針の策定



自然再生に向けた基盤整備

主要施策	構成事業
丹沢大山自然再生の拠点づくり 自然環境情報・自然再生情報の提供	1 自然環境保全センターの整備
	2 自然環境情報ステーションの機能拡充
環境学習・教育機能の充実	3 環境学習推進基盤の整備
	4 環境学習システムの整備
	5 環境学習関連機関連絡協議会の設置
県民参加・協働の推進	6 県民参加事業の推進
	7 県民協働事業の推進
	8 ボランティアネットワークの支援
	9 自然公園指導員による自然環境保全活動の推進

再生計画の推進体制

庁内に設置した「丹沢大山自然再生推進本部」が再生計画の進捗管理を行い、多様な主体から構成される「丹沢大山自然再生委員会」が点検・評価などを行います。

その点検・評価の結果を踏まえ、推進本部が毎年度、事業内容の見直しや、新たな事業の追加などの検討を行います。また、概ね5年ごとに再生計画を点検し、改定します。

統合再生プロジェクト

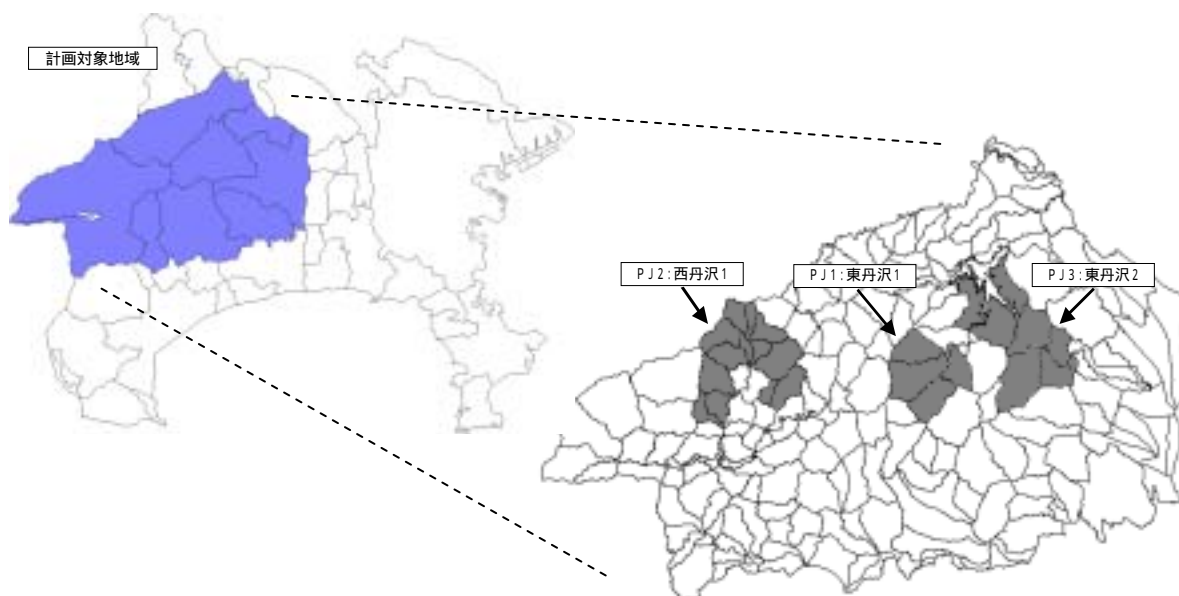
特定課題が重複し、かつ課題の重要度が高い場所において、事業主体同士が連携し事業を横断的に進めていくため、こうした流域を統合再生流域として設定し、そこで実施する事業群を統合再生プロジェクトとして位置付け事業を展開します。

生きものを中心とした統合再生流域（2流域）

奥山域でのブナの立ち枯れ、シカの採食圧による林床植生の衰退や希少動植物への影響の深刻化を踏まえ、問題が集中し、事業連携が必要な東丹沢（PJ1）と西丹沢（PJ2）の2流域についてプロジェクトを設定し、自然再生に取り組みます。

自然と人との関わりを中心とした統合再生流域（1流域）

里山域での野生動物による農作物被害や住民、登山者のヤマビル被害の深刻化、山地域での森林の適正な管理の遅れなどを踏まえ、東丹沢の小鮎川流域およびその周辺（PJ3）において、総合的な野生鳥獣対策を進めるモデル地域を設定し、自然再生に取り組みます。



3つの統合再生流域 位置図